

群馬県立女子大学大学院特別聴講学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号。以下「大学院学則」という。）第40条第2項に規定する特別聴講学生について必要な事項を定めるものとする。

(特別聴講学生の資格)

第2条 特別聴講学生として志願することができる者は、本学大学院と協議が成立した大学院に在学する学生で、当該大学院において所定の手続きを経た者とする。

(受入依頼)

第3条 特別聴講学生を派遣しようとする大学は、志願者を授業科目ごとに取りまとめ、次の各号の書類を添えて学長に受入れを依頼するものとする。

- (1) 特別聴講学生志願票（別記様式第1号）
- (2) 特別聴講学生願（別記様式第2号）
- (3) その他学長が必要と認める書類

(聴講許可)

第4条 前条の規定により、受入れの依頼があったときは、学生の授業に支障のない場合に限り、学長は研究科委員会の意見を聴いた上で聴講を許可する。

- 2 学長は、前項の結果を所属大学長に通知する。
- 3 聴講の許可は、学期始め又は学年始めとする。

(聴講期間)

第5条 聴講の期間は、1学期又は1年度とする。

(聴講科目)

第6条 特別聴講学生は、別に定める開講授業科目の中から希望する授業科目を選択して聴講するものとする。

(履修単位数)

第7条 特別聴講学生として履修できる単位数は、10単位を限度とする。

(単位付与)

第8条 大学院学則第16条の規定に基づき、学修の評価を受け合格した者には、所定の単位を与えることができる。

(成績通知)

第9条 学長は、特別聴講学生の成績を所属大学長に通知する。

(聴講料)

第10条 特別聴講学生の聴講料は相互に徴収しない。

(身分喪失)

第11条 特別聴講学生が、その所属する大学院の学生の身分を失った場合は、同時に本学大学院の特別聴講学生の身分も失うものとする。

(聴講許可の取消し)

第12条 学長は、特別聴講学生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により聴講を続ける見込みがなくなったときは、聴講の許可を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定により聴講の許可を取り消したときは、その旨を所属大学長に通知する。

(規程の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他学生に関する諸規程は、特別聴講学生について準用する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学大学院特別聴講学生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。